

トラック輸送を利用される皆様へ

公益社団法人熊本県トラック協会  
会長 住永 豊武



九州運輸局 熊本運輸支局  
支局長 佐々木 庸敏



熊本労働局  
局長 新田 峰雄



熊本県警察本部 交通部  
交通部長 西村 博



## トラック運送事業の適正取引及び事故防止に関するお願い

平素は、運輸・労働・警察行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は、国内貨物輸送量の9割以上を占め、産業活動や国民生活に欠くことのできない基幹産業であります。ひとたびトラックによる交通事故が発生してしまうと重大な被害を生じさせる恐れが高く、防止に向けた取組は、トラック運送事業だけでなく、荷主等関係する企業の社会的責任でもありと考えています。

トラックによる交通事故の原因には、運転者の長時間労働による過労運転、ブレーキ性能の低下を招く過積載や速度超過等が挙げられ、この防止のためにはトラック運送事業者のみならず、荷主企業のご理解とご協力が不可欠です。

そのうち、長時間労働については、トラック運送事業は全産業に比べ総労働時間が長いことから、労働基準法関連法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の違反が高水準で推移しており、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保・改善を一層推進することが喫緊の課題となっています。

働き方改革関連法によって、令和6年4月から時間外労働時間の上限が960時間となり、また、同年改定施行される「改善基準告示」により、トラックドライバーの拘束時間がこれまでの月間293時間（年間3,516時間）から、月間284時間（年間3,300時間）に短くなるなど、これまで可能であった輸送が、影響を受ける可能性があります。

しかしながら、運送事業者は、荷主企業との関係から、荷主都合による荷待ち時間の増加や無理な発着時間の指示、さらに、費用負担のない荷役作業等の依頼に否応なく応諾せねばならない実態により、本来すべき交通事故・労働災害防止のための運転者の安全管理や車両整備など安全運行等の措置が十分に担保できない状況に置かれています。

また、昨今の燃料価格高騰により、トラック運送事業の経営は危機に瀕しているものの、荷主も苦境にあることから燃料価格上昇分の運賃価格への転嫁（燃料サーチャージ）が容易に行えない実態もあり、安全運行の原資の確保もできにくい経営環境にあります。

これらの状況を踏まえ、政府では「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」を策定し、価格転嫁対策についても全力で取り組んでいるところです。

さらに、国土交通省では、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、燃料価格高騰で転嫁できずに苦しむトラック運送事業者が少しでも交渉しやすい環境となるよう、協議なく不当に据え置く「買ったたき」の情報提供を求める広告掲載や「買ったたき」は法令違反のおそれがある旨の周知活動を行っているところです。


つきましては、今後の輸送計画策定にあたっては、運送事業者より荷主企業への説明を行い、理解を得ながら、法令を遵守して働き方改革を進めて行くこととしておりますので、荷主企業の皆様におかれましては、係る現状をご理解の上、適正な取引と交通事故や労働災害防止に関しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、トラック輸送が安全・安心のもと、継続的に行われ、経済活動、国民生活に支障が生じないように、取引の運送事業者から、燃料費・人件費・自動車整備費等輸送コスト上昇分の価格転嫁に関して相談があった場合には、不当な据え置き、いわゆる「買ったたき」とならぬようお願い申し上げます。

なお、これら多くの課題を踏まえ、国土交通省では、令和2年4月より、「標準的な運賃」の告示をしており、県内のほとんどのトラック運送事業者より、この届出があつておりますことを申し添えます。

「標準的な運賃」の告示



 国土交通省

改善基準告示



熊本労働局

交通安全サイト



熊本県警察

あたりまえの毎日を運ぶ



10月9日は  
トラックの日

暮らし  
トラックは生活と経済のライフライン



公益社団法人  
熊本県トラック協会

お問い合わせ: ☎096-369-3968

荷主・元請  
事業者の皆様

“不当な運賃・料金の据え置き”は  
コンプライアンス違反の可能性 があります。

燃料費等輸送コスト上昇分の  
運賃転嫁に対し  
協議なく不当に据え置く

買ったとき

- 独占禁止法や下請代金法違反となるおそれがあります
- 貨物自動車運送事業法による、荷主・元請事業者等への働きかけの対象となります



